

碧南市景観計画

素案

この素案は現時点の事務局案であり、今後の検討に応じて内容を見直していきます。

平成 25 年 1 月
碧南市

<目 次>

はじめに

序 章 碧南市景観計画の意義	1
1 碧南市における景観計画	1
(1) 景観計画策定の背景と目的	1
(2) 景観計画の役割	2
2 景観計画の位置づけ	3
(1) 景観計画と上位・関連計画の整理	3
(2) 景観計画と各種法制度との連携	4
(3) 景観計画と景観条例の関係	4
(4) 計画期間と見直し	4
3 景観計画の構成	5
第1章 景観計画区域の設定	6
(1) 碧南市の景色特性	6
(2) 景観計画区域	10
第2章 良好な景観の形成に関する方針	11
1 景色づくりの基本的な考え方	11
(1) 基本理念	12
(2) 景色の将来像と基本目標	13
2 市全域にかかる景色づくりの基本方針	16
3 地域区分別の景色づくりの基本方針	18
■線的要素	
(1) 旧海岸線基本軸	21
(2) 旧衣ヶ浦海岸基本軸	24
(3) 旧堤防基本軸	27
(4) 矢作川基本軸	29
(5) 蜷川基本軸	32
(6) 新川基本軸	35
(7) 堀川基本軸	38
(8) 旧名鉄三河線基本軸	41
■面的要素	
(1) 油ヶ淵ゾーン	43
(2) 集落ゾーン	46
(3) 近代開拓ゾーン	54
(4) 新市街地ゾーン	57
(5) 臨海ゾーン	60
(6) 田園ゾーン	63
(7) 新田開発ゾーン	65

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限	67
1 事前協議・届出について	67
2 届出対象行為	69
(1) 建築物	69
(2) 工作物	70
(3) 開発行為	71
(4) 届出の適用除外等	72
3 景観形成基準	73
(1) 共通基準	73
(2) 個別基準	74
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	76
1 景観重要建造物の指定の方針	76
2 景観重要樹木の指定の方針	78
第5章 良好な景観の形成のために必要な事項（選択事項）	79
1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	79
2 景観重要公共施設の整備に関する事項	80
第6章 景色づくりの推進に向けて	81
1 景色づくりの「役割」	81
(1) 市の役割	81
(2) 事業者の役割	82
(3) 市民の役割	83
2 景色づくりの進め方	84
(1) 景色づくりの考え方	84
(2) 3つの取組	85
(3) 関連制度	95
(4) 景色づくりの展開	100
(5) 景観計画の円滑な運用	101

注) 今回の検討内容

第6章 景色づくりの推進に向けて

景色づくりにおいて、市民や事業者が積極的に参加し、また主体的に取り組んでいくことは、景色の将来像「(未定だが、“みんなで”はキーワードで入ると想定)」の実現には不可欠なものです。

そこで、市、事業者、市民が協働で景色づくりを進めるために、**景色づくりの役割と景色づくりの進め方**を以下に定めます。

また、「碧南市景色づくり基本計画」(平成19年3月)で示した「景色づくり基本方針」、「景色づくりの取り組み方」や「景色づくり推進計画」は、その考え方を継承し、本計画に移行します。

1 景色づくりの「役割」

景色づくりの基本目標の一つである「協働により成長し続ける景色づくり」を推進するため、市、事業者、市民が、それぞれの分野で役割を分担し、連携と協働を図ることが重要です。

(1)市の役割

市民、事業者の景色づくりへの理解を促し、意識を高める機会を設けて、自主的な景色づくり活動を支援します。景色づくりを進めるうえで、必要な各種制度の活用・創設を推進します。

また、市民、事業者の意見を聞きながら、景色づくりの先導的な役割を果たす事業を進めます。

①市民活動への支援

良好な景色を形成し維持するためには、市、事業者、市民とが一体となった取組が重要です。そこで、積極的に景色づくりを図ろうとしている市民、事業者に対しては必要に応じて、できる限りの支援を行います。

②情報の提供

本景観計画をより広く市民や事業者理解して頂くため、広報へきなん、パンフレット、ホームページ等、さまざまな方法で積極的に広報活動を行います。

③景色づくりの取組

地域の景色に対する配慮の不足から、周辺と調和しない建物等が建てられることで、良好な景色が阻害される恐れがあるため、地域の景色に配慮を求めるルールづくりが求められます。そのため、本景観計画においては景色に与える影響の大きい項目について

規制・誘導を行います。

④先導的な景色づくり

良好な景色を形成し維持するためには、地域の景色を形成する主要な骨格となる公共施設に、地域の景色づくりを先導する役割が期待されます。

事業や計画の推進にあたっては、市民、事業者、関係行政機関との情報公開や意見交換を十分に行います。

(2)事業者の役割

自らの事業活動が景色に影響を与えることを認識し、「自らが景色づくりの担い手」と理解し、その意識を持ち、まちの景色づくりに積極的に貢献するよう努めます。また、市民などが行う取組や市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

①景色づくりへの貢献

農業、水産業、工業、建築や土木、商業、観光など産業のほとんどは、景色と何らかの関わりを持っており、良好な景色を形成し維持するためには、事業者の理解と協力が必要です。例えば、環境に配慮して事業所や店舗の敷地内の積極的な植樹に努めたり、建築物の新築・改修などの際の景観形成基準の遵守など、積極的に景色づくりに貢献します。

②施策への協力

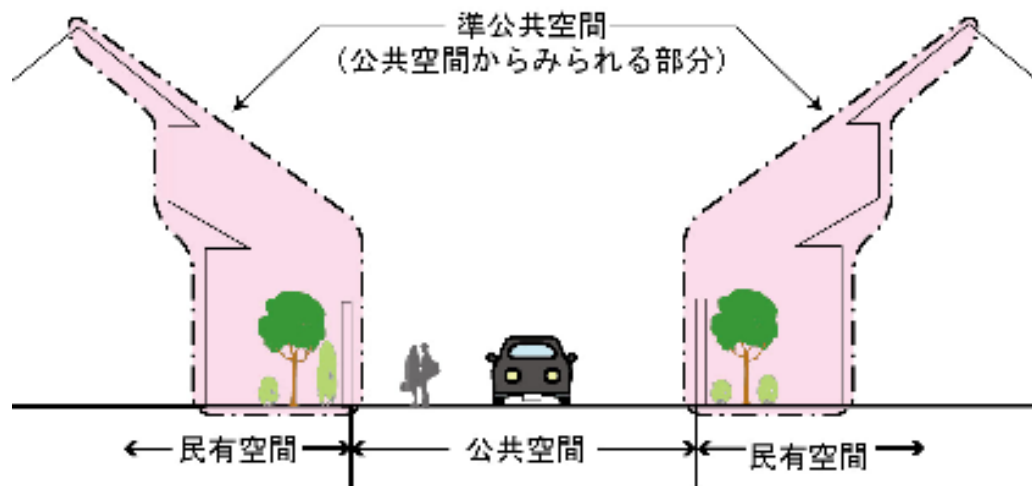
建物に関する設計や施工に当たっては、発注者である住民や事業所の意向に沿った計画を進めることとなります。そのため、建築・土木・屋外広告物など直接的に景色をつくる事業に携わる事業者は、景観形成基準などの制度を理解し、発注者へ情報提供する役割を担います。

(3)市民の役割

市民一人ひとりが日々の暮らしのなかで、「自らが景色づくりの担い手」とであると理解し、その意識を持ち、景色づくりの主体となって取り組む役割を担うことが求められます。また、市が実施する良好な景色づくりに関する施策に協力するよう努めなければなりません。

①景色づくりの理解

自身が所有する土地のなかには、住宅やそれに付随する門や塀、物置など道路や公園などの公共空間から見られる部分が多数あります。これらはまちの景色の大部分を占めるため、景色に大きく影響を与えるものです。個々の建築行為は私事であるものの、それが公共的な行為であることを理解する必要があります。



②景色づくりへの参加

良好な景色を守り育てるためには、普段から景色に対する意識を持つことが重要です。身近な美化活動など身の回りの活動や、地域で協力して取り組むまちづくり活動など、取組の輪を広げながら、積極的に景色づくりを進めます。

また、本景観計画は市全域及び地域区分別と比較的広い範囲の方向性を示したものとなっています。そのため、後述する関連制度等を活用しながら、それぞれの地区の特色を生かしたより良い景色づくりに参加することも求められます。

③施策への協力

本市の景観施策を理解し、これを実現するために協力する姿勢が求められます。

具体的には、建築物の新築・改修などの際の景観形成基準の遵守や配慮が挙げられます。

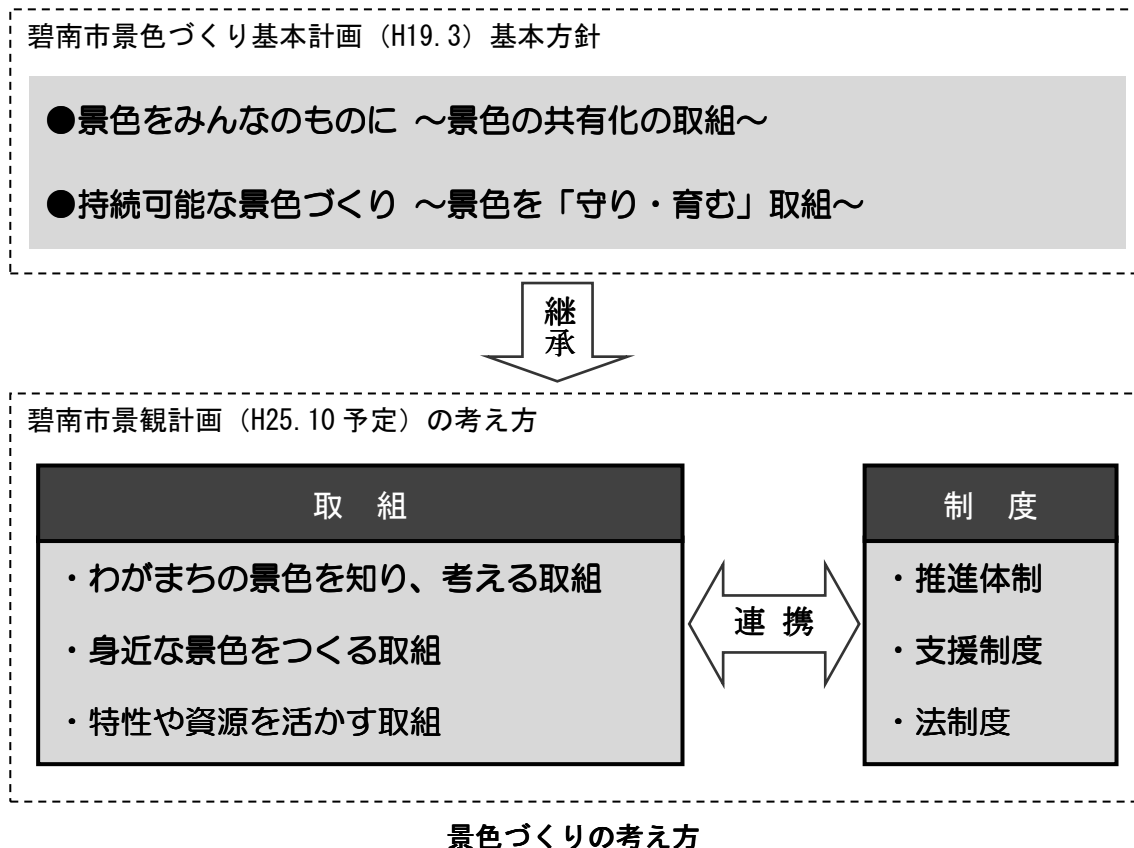
2 景色づくりの進め方

「第2章 良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、景色の将来像の実現に向けて、景色づくりの考え方、具体的な取組や取組を支える制度、展開イメージなどを以下に示します。

(1) 景色づくりの考え方

「碧南市景色づくり基本計画」(平成 19 年 3 月)で示した「景色づくり基本方針」を継承しながら、3つの取組(「**わがまちの景色を知り、考える取組**」、「**身近な景色をつくる取組**」、「**特性や資源を活かす取組**」)と関連制度(「**推進体制**」、「**支援制度**」、「**法制度**」)の連携を図り、協働による景色づくりを推進します。

そして、市民、事業者がまちへの愛着を深め、「碧南らしさ」をさらに伸ばし、個性あふれるまちの景色が輝くよう、取組を支える人づくり、仕組みづくりを進めながら、市民発意の活発な活動が展開されていくことを目指します。



(2)3つの取組

協働による景色づくりを進めるため、市民や事業者の幅広い関心を取組につなげ、参加を促すことが重要と考えます。

そこで、これまでの取組状況を踏まえ、取組の目的や狙いに着目し、以下に3つの取組を掲げます。

①わがまちの景色を知り、考える取組

本市では、「景色をみんなのものに」をキーワードにこれまでも「景色の共有化」が行われています。景色は個人個人の体験によるものですが、みんなで共有しあうことにより、その景色はみんなのものとなり、まちの景色づくりにつながります。

今後も大切にしたい景色を考えるきっかけをつくり、みんなで対話しながら、共有するための取組を広げていきます。

ア. まちの景色を集める

●けしきを集める活動

地区住民との協働作業による景色の収集と、収集した景色の展示会を開催することで、地区住民に景色の重要性を再認識してもらい、景色保全に係る合意形成を図ることを目的に行われています。

平成17年から平成22年度までに、6地区で市民ワークショップ、まち歩きと景色を語る会（ヒアリング）を実施し、各地区のまちの景色とその物語を集めて情報を公開してきました。この活動により、各地区の景色資源を集めることができました。

今後は、インターネットを活用した展開、市民主導の展開の促進など、景色の共有化をさらに推進します。

●碧南の景色フォトコンテスト

碧南の景色フォトコンテストは、平成20年から碧南の身近で親しみのもてる景色を広く一般に紹介することを目的に開催してきました。毎年多くの市民の方から応募があり入賞者の作品は、市役所での展示や市のホームページで公開し、本市の景色の共有化に取り組んでいます。

今後は、広く市民から参加を促すため、インターネットを活用した展開を検討します。

ウ. 景色を考える

●啓発活動

<景色づくりシンポジウム等>

- ・市民の景色づくりの意識啓発のため、景色づくりシンポジウムや講演会の開催を継続的に実施します。
- ・シンポジウム等では、景色づくり市民団体の発表や先進地の成功例や失敗例の紹介などを通し、景色づくり活動の意識向上の場や学習の場とすることが考えられます。

<表彰制度>

- ・1人でも多くの市民や事業者が景色づくりに関心を深め、参加するため、碧南市景観条例の表彰制度を活用し、良好な景色づくりに資する活動、住宅、店舗や工場などを表彰することを検討します。
- ・市民や事業所などは景色に対する取組が認められることにより、携わっている人の達成感や充実感が得られるとともに、事業所では景色づくりに配慮していることのPRにもつながり、地域へ成功体験が伝わっていく効果が期待できます。

<パネル展示による取組の紹介>

- ・祭りやイベントの際に、景観計画の内容や景色づくりの取組をパネル展示で紹介します。

<景色づくり学習>

- ・景色づくりの将来を担う人材を育成するため、まずは景色づくりに関心を持ってもらうように、家庭・地域・学校・行政が連携し、学ぶ場や機会を充実します。
- ・子どもや親を主な対象とした景色づくり学習を推進するため、碧南市出前講座の小学校などの総合学習への活用や、地域の社会・文化・自然などに触れる活動を推進します。

②身近な景色をつくる取組

これまでの景色づくりの取組は、行政が主導的な役割を果たしてきたケースが多く見られましたが、本来、まちの景色にもっとも関わりの深い市民や事業者が主体的に取り組むことが重要です。まずは一人ひとりが取り組めることから進め、やがて近隣や地区を単位とした大きな活動に発展することが望まれます。

個人による日常的な活動と地域による活動の両方によって、景色の将来像の実現を目指し、まちをよくしていく多種多様な取組を広げていきます。

ア. 美化・清掃活動の推進

日々の暮らしに根ざした、まちの景色を整えるための地道な清掃・美化活動も、良好な景色づくりに貢献しています。

本市では、市民とともに快適な地域環境づくりに積極的に取り組むクリーンピーときれいな街づくり事業を年2回（春、秋）実施しています。今後もしばらくのきれいな環境の維持のため、活動を継続します。

また、景色づくりには、道路や公園、河川などの公共空間の美しさは重要です。本市では、市民と協働で碧の道里親プロジェクトにより、美化管理・維持に努めています。今後は、こうした制度を活用して、景色づくりをともに行う仲間づくりを図ることを目指します。

イ. 緑豊かな景色づくり

●緑化活動

景色の大部分を占める住宅や事業所の公道に面した部分（準公共空間）は、良好な景色づくりのために重要であるとともに、人々に潤いを与える貴重な空間です。本市では、住宅や事業所の公道に面した部分などに新たに生垣を新設する場合に、一部補助を行っています。こうした制度を活用して、良好な景色づくりとともに、コミュニティづくりを図ることを目指します。

●公園の維持管理・活用

公園は、地域住民の共同の「空間」であり、市民の共有の財産です。本市では、公園等愛護会を結成し、行政だけではなく、地域住民の積極的な協力により、身近な公園などの日常的な草刈りや清掃活動などの維持管理を行っています。

今後も、景色づくりの重要な空間として、地域住民の協力を得ながら、花壇づくりや様々なイベントの開催など活動を継続します。

③特性や資源を活かす取組

本市には、「水と緑に囲まれた潤いを与える景色」や、「まちの変化と現在を映す多様な景色」、「歴史や産業、地域の特徴を表す景色」といった様々な景色が存在します。また、今後の取組により、さらなる景色資源の再発掘も期待されます。

さらに、幅広い景色づくりへの関心や意欲は、必ずしも特定の景色や資源にとどまるものではありません。例えば、緑、水辺、歴史といった固有の要素をテーマとした様々な取組などが考えられます。

景色づくりをきっかけとする、まちの歴史・文化（特性）や資源など多様な碧南らしさを守り活かすための取組を広げていきます。

ア. 地域の計画やルールづくり

●（仮称）景観重点地区の指定

<景観重点地区の位置づけ>

- ・（仮称）景観重点地区とは、地区を特徴付ける主要な景色資源を有する場所や、新たに景色づくりを誘導すべき場所など、重点的に景色づくりを図る必要のある場所を指定し、地域住民が中心となって必要なルール（「基本方針」や「景観形成基準」）を定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進めていくものです。

<指定基準>

- ・以下のいずれかを満たす地区のうち、景色づくりの方向性に関する意識共有が進められていると認められる地区を指定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○住民が主体となった景色づくりやまちづくりに関する活動が始まっている地区であること○自然や歴史を示す景色資源が複数存在している地区であること○新たなまちなみの創出により魅力ある景色づくりを図ることができる地区であること○景色が対外的に評価されていると認められる地区であること |
|--|

<景観重点地区の候補地区>

- ・これまでの取組を踏まえ、地域の個性を活かした景色づくりを推進するため、地域住民などが主体となった景色づくりが可能な特定範囲について、（仮称）景観重点地区の指定を検討します。

ア. 地域の計画やルールづくり

名称	地区の概要
大浜地区	・住民組織である「大浜地区歩いて暮らせる街づくり推進委員会」が平成12年度から活動しており、「大浜てらまちウォーキングイベント」が平成12年度から毎年開催されている。これら市民活動と連携して策定した都市再生整備計画による事業が平成16年度から平成20年度において実施された。 ・当地区には歴史のある寺社などが点在しており、昔ながらのまちなみが残されているため、本市の新たな魅力として注目されている地区である。
西端地区	・住民組織である「西端地区まちづくり委員会」が平成17年度から活動しており、これら市民活動と連携して策定した都市再生整備計画による事業が平成17年度から平成21年度において実施された。 ・当地区は緑豊かな田園の景色を備え、また南部は油ヶ淵に隣接するため、水辺や緑を身近に感じることができる地区である。また、室町時代創建の応仁寺、哲学者伊藤証信ゆかりの無我苑などがあり、独特の文化的な雰囲気を醸し出している。
棚尾地区	・住民組織である「棚尾地区まちづくり推進委員会」が平成20年度から活動しており、平成22年度に、行政との協働により「まちづくり基本構想」を取りまとめた。 ・当地区には、毘沙門天をはじめ藤井達吉生家跡や歌碑、句碑など歴史・文化資源が多数存在している。また、昔ながらの景色を伝える路地空間が残っていると同時に、名鉄廃線跡地や堀川といった景色資源を有している。

イ. テーマ性のある景色づくり

●視点場の指定

<指定の方針>

- ・本市には、油ヶ淵、矢作川など河川、衣浦港、松並木の緑のつらなり等、素晴らしい自然の景色があり、それらとまとまりのある農地や、微地形の組み合わせによって、眺めを楽しむことができる場所が市内に多数あります。それに加え、寺社仏閣、黒塀、風情ある路地など古いまちなみが持つ魅力的な景色も見られます。
- ・こうした優れた眺めは「碧南らしさ」を感じさせる貴重な景色資源であり、良好な景色の形成を推進するためには、これらを維持・保全し、さらに印象を高めることが重要になります。
- ・このため、市内の優れた眺めが得られる視点場の選定を検討します。視点場の抽出・選定の検討にあたっては、市民の意向を踏まえながら進めることが重要なため、けしきを集める活動などと連携して進めます。

<指定基準>

- ・以下の基準に基づき、視点場の指定を進めます。

- 油ヶ淵や松並木、古いまちなみをはじめとする本市特有の景色を眺められること
- 道路や公園、公共施設など、不特定多数の市民がアクセスできる場所であること

<保全・活用の考え方>

- ・視点場からの眺めについては、「第2章 良好な景観の形成に関する方針」や「第3章 良好な景観の形成のための行為の制限」に示す方針や基準を遵守すること等により、保全を図ります。
- ・指定した視点場について、地点毎に周囲の状況や景色の状況を踏まえ、必要に応じて、その保全・活用を検討します。その上で、景色の保全のために必要な事項を景観計画などに反映させたり、必要に応じて、事業の実施（案内板の設置など）を検討します。



油ヶ淵



松並木



西端里地

イ. テーマ性のある景色づくり

●道路緑化の機能向上

<道路緑化の機能>

・道路緑化には、大きく分類して次のような機能があります。

- 景観向上機能
- 生活環境保全機能
- 緑陰形成機能
- 交通安全機能
- 自然環境保全機能
- 防災機能

<道路緑化の推進方針>

道路緑化の機能向上のために、積極的かつ計画的にその推進を図ります。

※具体的な推進イメージ

1 緑化目標の設定

・道路計画、地域特性に応じた緑化目標を設定します。

【設定項目】①植栽地の基本配置 ②配植の基本構造 ③樹種の基本構成

2 植栽計画の策定

・緑化目標を適切に達成するために植栽計画を定めます。

【設定項目】①植栽地の詳細 ②樹種等の詳細 ③配植の詳細

3 管理計画の策定

・道路緑化を適切に推進するために管理計画を定めます。

【設定項目】①樹木の仕立方式 ②育成段階の管理
③維持段階の管理 ④年間の管理

ウ. 地域の文化を受け継ぐ

●祭りや伝統的行事の継承

本市には、昔から伝わる地域の祭りや伝統的行事が数多くあり、まちに活気や彩りのある景色を与えています。

祭りや伝統的行事は、重要な歴史的・文化的な景色の構成要素であるため、今後も守り育てていくため、運営組織の活性化や文化の継承、後継者の育成を図ります。

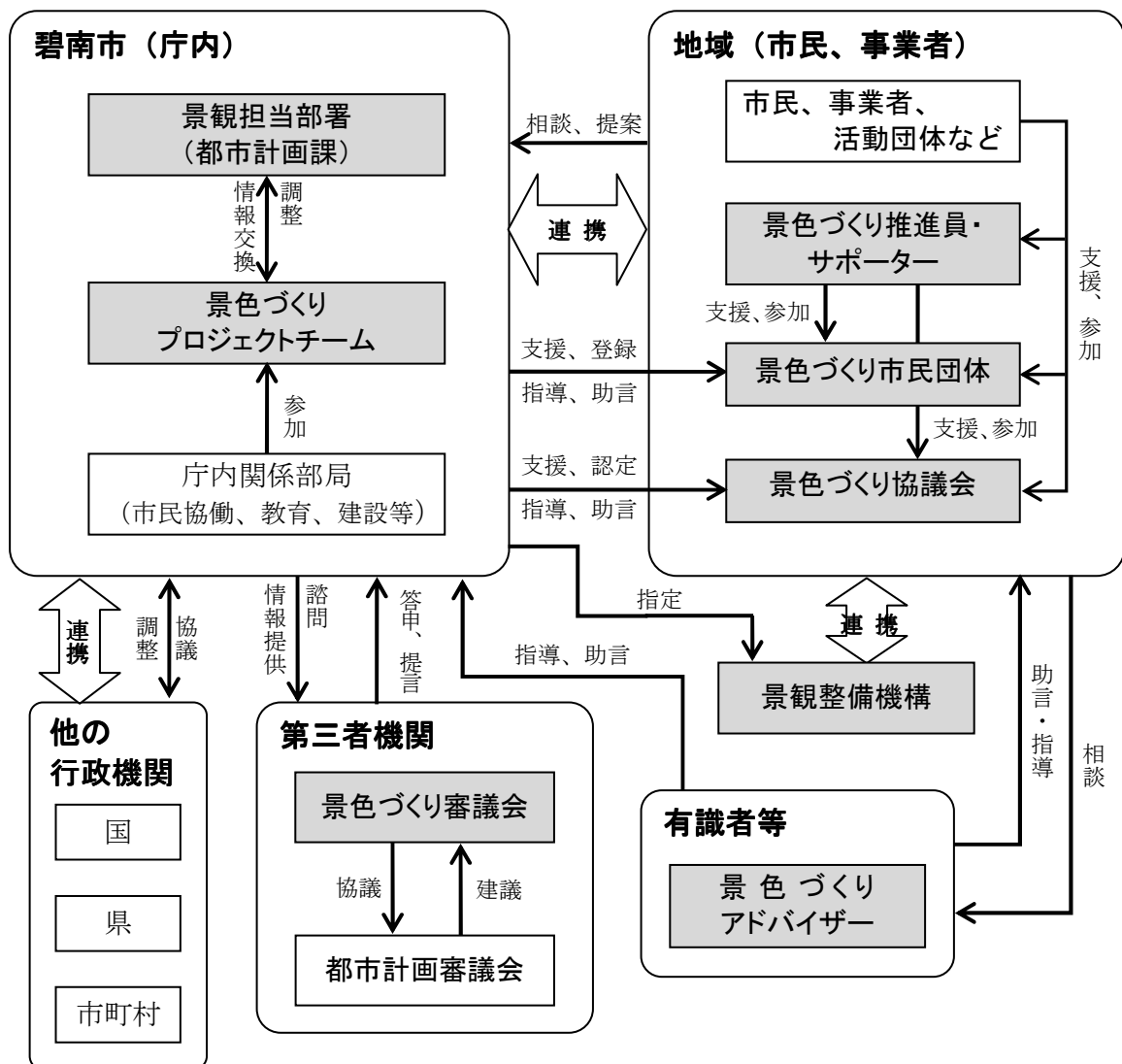
(3) 関連制度

景色づくりの取組にあたって、関連制度を活用することで、更なる進展が期待できます。そこで、以下に示す関連制度について、内容の充実、活用の促進や創出を図ります。

① 推進体制

良好な景色づくりを推進していくためには、本景観計画の実効性を確保するとともに、市民や事業者、活動団体などによる景色づくり活動の推進、専門家による助言や参画、庁内の連携などにより、市、事業者、市民の協働による推進体制を構築することが必要です。

そこで、以下に示すような推進体制を構築し、景色づくりに取り組みます。



推進体制の構築

ア. 地域（市民、事業者）

●景色づくり推進員及び景色づくりサポーター制度

景観形成基準に配慮した建築等行為や、身近な景色づくりの活動における助言を得るため、良好な景色づくりに役立つ専門的な知識を有する市民などを「景色づくり推進員」として認定します。

発注者の意向を踏まえつつ、周辺の自然の景色やまちなみとの調和を実現できる設計者や、ガーデニングや造園など緑のまちづくりを実現できる専門家を登録します。市は優れた専門家の登用促進に向けて、制度のPRや普及を図ります。

市民参加による景色づくりの推進のため、景色づくりに興味があり、取組や活動に参加したい市民などを「景色づくりサポーター」として位置づけます。

景色づくりサポーターは、けしきを集める活動やシンポジウム、その他景色づくりに関する活動や事業への参加や開催補助を担います。市は、景色づくりサポーターに対し、情報提供や市民団体などとの交流のサポート等を行います。

●景色づくり市民団体

概ね3人以上で景色づくり活動を行う場合、碧南市景観条例に基づき、「景色づくり市民団体」として登録を受けることができます。登録されると、市から支援を受けることができます。

景色づくり市民団体は、市内であれば、活動区域を限定せずに登録を受けることができます。

<想定される活動内容の一例>

- | | |
|---------------|------------------|
| ・緑化活動 | ・美化活動 |
| ・地域の景色資源の発掘 | ・シンポジウム等で活動実績を発表 |
| ・景色づくり活動の呼びかけ | ・勉強会やワークショップの開催 |

●景色づくり協議会

商店街や住宅団地など、一定の区域内で良好な景色づくり活動を行うことを目的として組織された団体で、碧南市景観条例に基づき「景色づくり協議会」として認定し、市は活動の支援を行います。また、景観計画提案を行うことができる団体として位置づけるものです。

自主的な勉強会の開催や地域の現状調査などの活動を通じ、将来的には一定の地区内でのルールづくり等の実現を目指します。

はじめに景色づくり市民団体の登録を受け、景色づくり協議会へ発展し、認定を受けることも可能です。

ア. 地域（市民、事業者）

<想定される活動内容の一例>

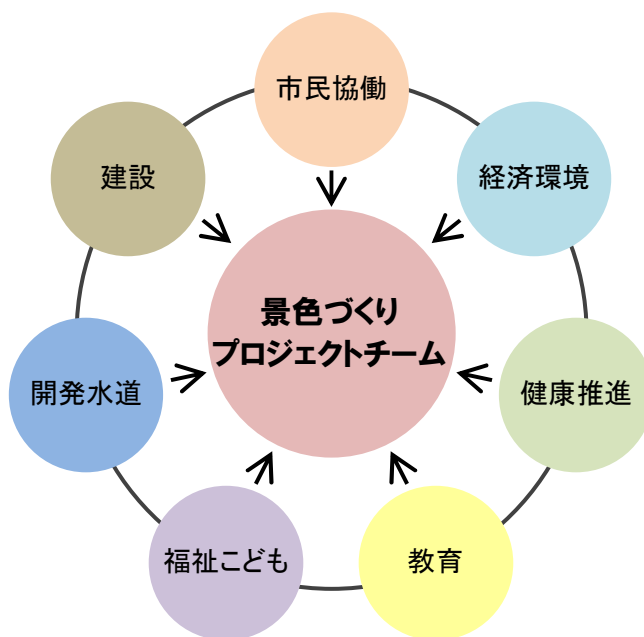
- ・ 景色づくり活動（景色づくり市民団体と同様）
- ・ 地域の計画・ルールを検討・作成
 - 「（仮称）景観重点地区」、「景観協定」、「地区計画」、「建築協定」といった一定の地区のルールの作成
 - 「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の推薦や活用方法の検討
 - 地域の色彩ガイドライン作成
- ・ 住民合意に向けた取組（説明会の開催、アンケートの実施など）

イ. 碧南市（庁内）

●景色づくりプロジェクトチーム

横断的な庁内体制を構築することで円滑な景色づくりを推進するため、景観行政に関連する部署からなる「景色づくりプロジェクトチーム」を創設します。既存制度の評価・見直し等を含め、制度・施策の具体的な推進検討、調整を行うとともに、地域（市民、事業者）との連携における中心的な役割を担います。

また、関係各課の担当者の異動の際、景観業務が円滑に引き継がれるように、業務制度、手順、手続き様式などを共有・標準化する「景色づくり業務手順書」を作成し、景観計画、景観条例の適切な運用に努めます。



庁内連携のイメージ

ウ. その他

●景色づくり審議会

景色づくり審議会は、碧南市景観条例に基づき、学識経験者や、各種団体の代表者や市民、関係行政機関の職員などにより構成され、景色づくりの重要な事項について、総合的な観点から専門的に調査、審議、提言を行う機関として設置します。

また、都市計画審議会との連携を図りつつ、景色づくりに重要な事項について専門的に調査審議します。

※都市計画審議会とは…

都市計画法第 77 条の 2 第 1 項及び第 3 項により設置する。

(景色づくり審議会は碧南市景観条例第 26 条により設置)

- ・法によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- ・市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。
- ・都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

●景色づくりアドバイザー制度

建築等行為の誘導や、質の高い公共空間づくりにおいて、適切な評価、判断など専門的見地から助言を得ることが大切です。また、地域・地区レベルの景色づくりの推進にあたっては専門的な助言や活動のコーディネートが必要な状況が見られます。このため、専門的な助言や支援を得るため、専門家の積極的な関与を図ります。

都市デザイン、色彩、造園、建築、グラフィック等の景色に関する知識や経験を有する専門家などを「景色づくりアドバイザー」として位置づけます。

●景観整備機構

景観整備機構は、景観法第 92 条に基づき景観行政団体が指定することができる団体です。本市では、民間の団体や市民による自発的な景色の保全・整備の一層の推進・支援をしていくために、一定の景色の保全・整備に取り組む公益法人又は N P O 等を、審査により景観整備機構として指定していくことを、今後検討します。

景観整備機構の活用により、地域の景色づくりに関わる住民に向けた専門的情報の提供や援助、景観重要建造物などの景観資源の管理や指定の提案などを行い、市民主体の持続的な取組を支援することを目指します。

ウ. その他

●様々な主体との連携

矢作川や衣浦港など市域を超えた広域的な景色づくりのために、関係する近隣市町と意見交換や協議を行うことにより、推進に努めます。

景観重要公共施設の指定など景色づくりの施策展開にあたっては、関係する国、県、近隣市町、その他機関へ積極的に働きかけ、理解と協力を求め、連携、調整を図ります。

また、様々な立場の関係者（景観行政団体、関係行政機関、公益事業を営む者、住民その他良好な景色の形成の促進のための活動を行う者）が、景観計画区域における良好な景色の形成を図ることができるように景観法第 15 条に基づき、「景観協議会」を必要に応じて設置します。

②支援制度

各種まちづくり施策と連携して、景色づくりに寄与する活動などを推進するため、補助金や事業など支援制度を充実します。

また、景観重要建造物・樹木の維持管理や修繕、景観形成基準に適合した建築物・工作物の新築・新設など、住民や事業者の負担を軽減するため、景色づくりに寄与する取組への助成制度について検討します。

景色づくりに関連する各種支援制度

分野	制度、事業名
道路	●寄付採納要綱
緑化	●生垣設置奨励補助金 ●民間事業者等緑化推進事業補助金 ■あいち森と緑づくり事業 ●公園等愛護会報償金 ●景観重要樹木活用助成金（内容検討中）
美化管理	●碧の道里親プロジェクト
住環境	●空家撤去補助制度事業（内容検討中） ●景観重要建造物活用助成金（内容検討中） ●景観形成建設助成金（内容検討中）

●市による事項

■愛知県による事項

③法制度

景観法のほかにも様々な法制度があり、まちの計画やルールをつくる活動をより積極的に行う場合、これらの法制度の活用を推進し、景色づくりの視点から総合的なまちづくりを目指します。景色づくりに関わる法制度として以下のものがあります。

ア. 建築物や土地利用の規制、誘導

●景観協定（景観法）

景観法第 81 条に基づき、良好な景観の形成を積極的に推進していくため、景観計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、建築物の形態意匠に関する基準等を定めていくための協定です。

●景観地区（景観法）

景観法第 61 条に基づき、より積極的に景観形成を図るため、行政が都市計画に「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」について必要に応じて定めることができる地区です。建築物の形態意匠は市町村長の認定により、それ以外は建築確認により担保されます。

●地区計画（都市計画法）

都市計画法第 12 条の 4 に基づき、一定の地区を単位として、その地区が安全で快適な美しい魅力あるまちづくりを推進するため、住民と行政が連携しながら、公共施設の配置や建築物の形態等を総合的に計画し、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導する都市計画です。

●建築協定（建築基準法）

建築基準法第 69 条に基づき、一定の地域の環境と利便の高度な維持・増進を図るために、区域内の借地権者等の全員の合意により、「建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備」に関する独自の基準を締結する協定です。

●風致地区（都市計画法）

都市計画法第 8 条に基づき、都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を保全し、自然と調和した緑豊かなまちづくり維持するために、行政が、建物高さ、建ぺい率、壁面後退、色彩、緑地の割合の基準を定める地区です。

イ. 緑地の保全、緑化の推進

●緑地協定（都市緑地法）

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地所有者等が、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結する制度です。

●緑化重点地区（都市緑地法）

都市緑地法に基づき、「特に、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、緑化の推進を重点的に図るべき地区」を位置づけ、地区の方針を定めて緑化の推進を図る地区です。

●保全配慮地区（都市緑地法）

都市緑地法に基づき、風致景観の保全、生態系の保全、市民の自然とのふれあいの場の提供の観点から、「特に緑地の保全に重点的に配慮を加える地区」を位置づけ、地区で講じる緑地保全施策を定めて、緑地の保全を図る地区です。

ウ. 歴史・文化的資源の保全

●文化財保護法に基づく制度

文化財保護法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的建造物を保護し、地域の資源として活かすための制度が多く定められています。

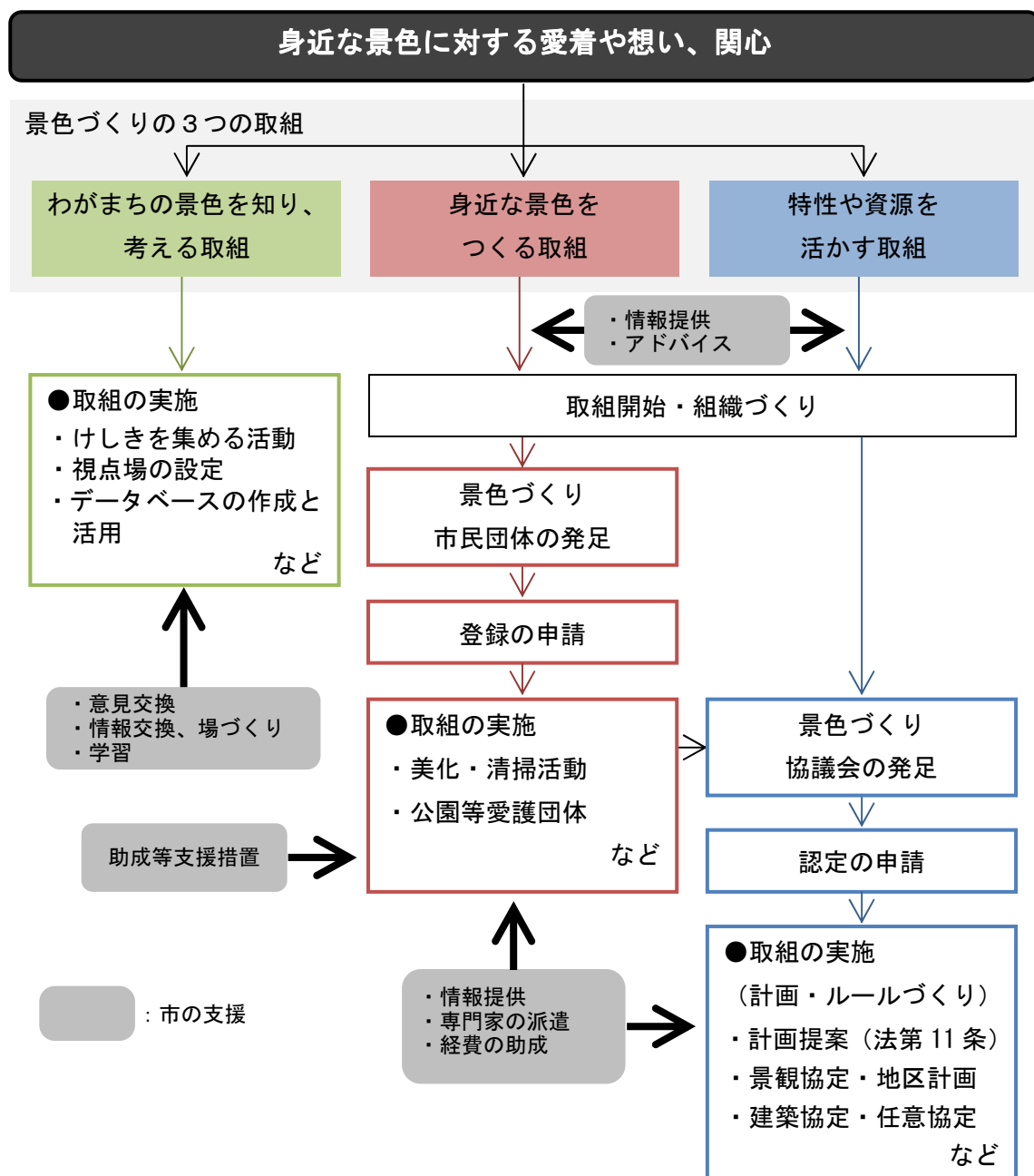
例）登録有形文化財への登録、歴史的風致維持向上地区計画 等

(4) 景色づくりの展開

前頁までの考え方や取組、関連制度を踏まえた**景色づくりの展開イメージ**を以下に示します。

愛着や想い、関心の発意を出発点として、景色づくりの目的や狙いに応じて、取組が行われます。身近な景色をつくる取組と特性や資源を活かす取組は、仲間を作りながら大きな活動に発展することが望まれ、将来的には景観整備機構の一員を担うことも考えられます。また、市は、取組に対して灰色網掛で示す支援を行います。

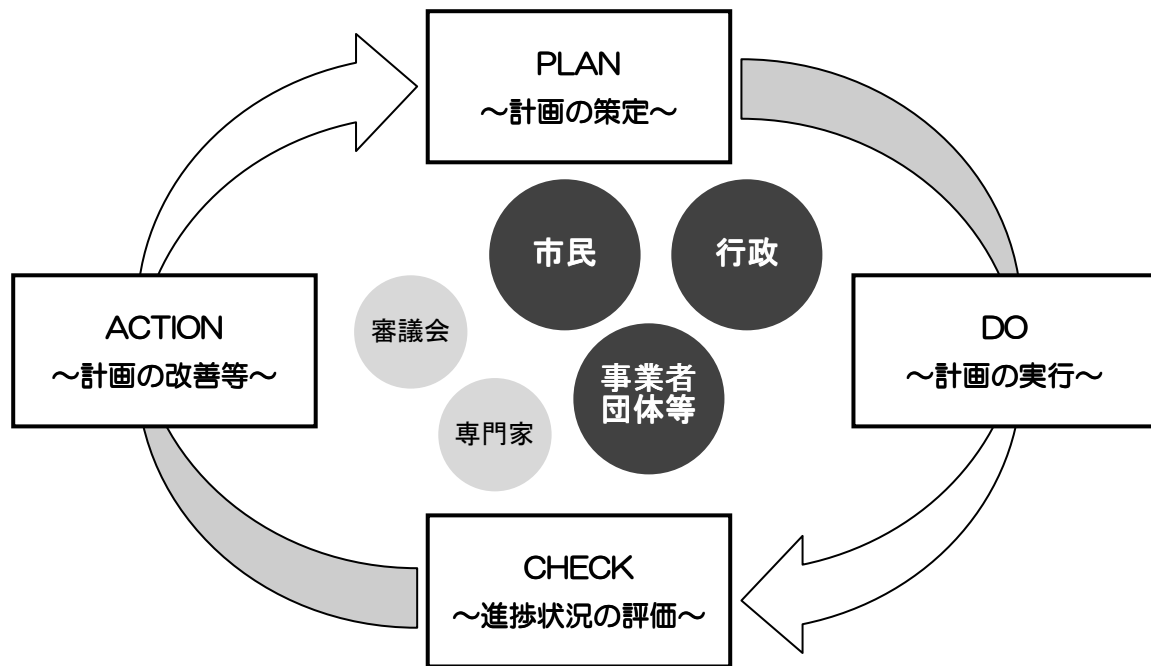
取組によって、異なる流れを想定しますが、それぞれの取組が結びつき、景色づくりを高めあう仕組みを目指します。



(5) 景観計画の円滑な運用

① 進行管理・更新

景観計画の進捗状況や取組による効果の検証、見直しの検討は、目標の達成状況を「計画（PLAN）→実行（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）」というPDCAサイクル管理により行います。



PDCAによる計画の進行管理

② 各種まちづくり施策及び指標の対応

景色の将来像を実現するため、景観法に基づく取組だけでなく、市の全庁的な連携のもと、これまでに取り組んできた各種まちづくり施策との連携・調整を図りながら、景観施策を展開していきます。

また、景観計画の適切な進行管理を行うため、景色づくりの目標に対する達成状況を定量的に把握・評価することが重要です。

そこで、ここでは2章で述べた「基本目標」の「自然」、「歴史」、「暮らし」、「産業」、「協働」の5つの視点ごとに、基本方針のねらいと第5次碧南市総合計画の施策名及び指標の対応を整理します。

自然の分野 水と緑を軸として自然とふれあえる景色づくり

基本方針のねらい	総合計画の施策名	指標	現状値	目標値
----------	----------	----	-----	-----

水と緑に 親しむ場を つくろう 基本方針 1	環境にやさしいまちづくり	クリーンピーときれいな街づくり事業参加者数	H21 年度 約 10,000 人	H32 年度 約 12,000 人
	環境保全と公害の防止	—	—	—
	水質向上に向けた下水道事業の推進	—	—	—
	環境衛生管理の推進	—	—	—
	緑豊かなまちづくり	「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
	次代につなぐ景色づくり	—	—	—
	有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	緑被率	H19 年度 34.4%	H32 年度 39.0%
	河川・下水道雨水整備と治水の推進	矢作川河川敷有効利用施設の整備率	— —	H32 年度 100%
	港湾機能の強化と憩いの空間づくり	—	—	—
	水産業の振興	—	—	—
	多くの市民が参加するスポーツの振興	—	—	—
	活用される学術資源の充実	—	—	—
	効果的な広域行政の推進	—	—	—
きれいな水をと りもどそう 基本方針 2	環境にやさしいまちづくり	環境学習事業数	H20 年度 年 3 回	H32 年度 年 4 回
		クリーンピーときれいな街づくり事業参加者数	H21 年度 約 10,000 人	H32 年度 約 12,000 人
	環境保全と公害の防止	苦情発生状況・環境調査データベース化	— —	H25 年度 整備・活用
		油ヶ淵 COD 環境値	H20 年度 6.7mg/ℓ	H32 年度 5mg/ℓ以下
	水質向上に向けた下水道事業の推進	公共下水道整備率	H20 年度 54.4%	H32 年度 77.0%
		公共下水道水洗化率	H20 年度 76.9%	H32 年度 85.0%
	環境衛生管理の推進	合併処理浄化槽整備率	H20 年度 42.3%	H32 年度 79.2%
	河川・下水道雨水整備と治水の推進	—	—	—
	水産業の振興	—	—	—
	効果的な広域行政の推進	—	—	—

自然の緑を守り、活かそう 基本方針 3	緑豊かなまちづくり	「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
	有効な土地利用の誘導 と計画的な市街地の整備	緑被率	H19 年度 34.4%	H32 年度 39.0%
農地を守り、活かそう 基本方針 4	有効な土地利用の誘導 と計画的な市街地の整備	緑被率	H19 年度 34.4%	H32 年度 39.0%
	信頼される農業の推進	認定農業者数	H20 年度 173 経営体	H32 年度 185 経営体
		農業活性化センター 「あおいパーク」入場 者数	H20 年度 117 万人	H32 年度 127 万人
みんなが大切にしたい 眺めを守ろう 基本方針 5	有効な土地利用の誘導 と計画的な市街地の整備	—	—	—
	港湾機能の強化と憩い の空間づくり	—	—	—
	工業・地場産業の振興	—	—	—
	効果的な広域行政の推進	—	—	—

歴史の分野 先人からの伝統と歴史的資源を守り活かす景色づくり

基本方針のねらい	総合計画の施策名	指標	現状値	目標値
地域の宝を守り、活かそう 基本方針 1+2+3+5	緑豊かなまちづくり	「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
	次代につなぐ景色づくり	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数	— —	H32 年度 20 件
	有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	緑被率	H19 年度 34.4%	H32 年度 39.0%
	魅力ある観光地づくりの展開	市内への宿泊者数	H20 年度 60,621 人	H32 年度 70,000 人
		ボランティアガイドの利用人数	H20 年度 200 人	H32 年度 400 人
	文化財の保護と活用	指定文化財件数	H21 年度 42 件	H32 年度 53 件
		史料集の発刊数	H21 年度 70 集	H32 年度 80 集
		企画展入場者数	H21 年度 4,898 人/回	H32 年度 7,000 人/回
	防災対策の推進	民間住宅耐震化率	H19 年度 77.0%	H27 年度 90.0%
		道路後退用地取得延長	— —	H32 年度 2,400m
古いまちなみを活かそう 基本方針 4	交通安全の推進	—	—	—
	有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	地区計画を決定した箇所の総数	— —	H32 年度 6 ヶ所
		密集市街地における広場公園などの確保数	H21 年度 4 ヶ所	H32 年度 7 ヶ所
	市道・一般道等生活道路の整備	景観に配慮した道路の整備延長	H21 年度 2,908m	H32 年度 3,870m
	魅力ある観光地づくりの展開	—	—	—
	文化財の保護と活用	指定文化財件数	H21 年度 42 件	H32 年度 53 件
	歴史と文化を受け継ごう 基本方針 6	地域コミュニティの活性化	H21 年度 2 回	H32 年度 7 回
		信頼と安心のある幼児教育の推進	—	—
	生きる力を育む義務教育の充実	「家庭・地域・学校の連携」の満足度	H21 年度 35.1%	H32 年度 50.0%
	文化財の保護と活用	指定文化財件数	H21 年度 42 件	H32 年度 53 件

暮らしの分野 安心・安全で豊かな暮らしを育む景色づくり

基本方針のねらい	総合計画の施策名	指標	現状値	目標値
身近な 緑をふやそう 基本方針 1	地域コミュニティの活性化	—	—	—
	環境にやさしいまちづくり	—	—	—
	緑豊かなまちづくり	「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
	有効な土地利用の誘導 と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	— —	H32 年度 6ヶ所
		緑被率	H19 年度 34.4%	H32 年度 39.0%
	地域商業の振興	—	—	—
防災まちづくり と景色づくりの 両方の視点を 持つ 基本方針 2	環境にやさしいまちづくり	—	—	—
	防災対策の推進	市有建物の耐震化率	H19 年度 83.0%	H27 年度 100.0%
		民間住宅耐震化率	H19 年度 77.0%	H27 年度 90.0%
		道路後退用地取得延長	— —	H32 年度 2,400m
	有効な土地利用の誘導 と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	— —	H32 年度 6ヶ所
		密集市街地における広 場公園などの確保数	H21 年度 4ヶ所	H32 年度 7ヶ所
		緑被率	H19 年度 34.4%	H32 年度 39.0%
	河川・下水道雨水整備 と治水の推進	雨水貯留施設の設置戸 数	H20 年度 152戸	H32 年度 300戸
	地域商業の振興	—	—	—
	路地を見直そう	—	—	—
基本方針 3	地域コミュニティの活性化	—	—	—
	防災対策の推進	道路後退用地取得延長	— —	H32 年度 2,400m
	交通安全の推進	—	—	—
	有効な土地利用の誘導 と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	— —	H32 年度 6ヶ所
	市道・一般道等生活道 路の整備	景観に配慮した道路の 整備延長	H21 年度 2,908m	H32 年度 3,870m

みんなが集い 憩う公共施設 をつくろう 基本方針 4+5	地域コミュニティの活性化	—	—	—
	新たなエネルギー資源の活用	—	—	—
	優良な住宅の整備と供給	市営住宅のバリアフリー化率	H21 年度 17.0%	H32 年度 35.0%
	安定した水道水の供給	—	—	—
	緑豊かなまちづくり	「公園」の満足度	H21 年度 66.7%	H32 年度 68.0%
		「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
		住民参加の緑化活動が行われている公園数	H19 年度 19ヶ所	H32 年度 現状より増加
	次代につなぐ景色づくり	—	—	—
	防災対策の推進	—	—	—
	交通安全の推進	—	—	—
	有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	— —	H32 年度 6ヶ所
		密集市街地における広場公園などの確保数	H21 年度 4ヶ所	H32 年度 7ヶ所
		碧南伊勢土地地区画整理事業整備率	— —	H32 年度 90.0%
	国道・県道等幹線道路の整備	都市計画道路整備完了率	H21 年度 75.0%	H32 年度 81.0%
		矢作川堤防リフレッシュ道路整備率	H21 年度 24.0%	H30 年度 100.0%
	市道・一般道等生活道路の整備	景観に配慮した道路の整備延長	H21 年度 2,908m	H32 年度 3,870m
	河川・下水道雨水整備と治水の推進	矢作川河川敷有効利用施設の整備率	— —	H32 年度 100%
	公共交通機関の利便性の向上	駅前広場整備箇所数	H21 年度 2ヶ所	H32 年度 3ヶ所
	信頼される農業の推進	農業活性化センター「あおいパーク」入場者数	H20 年度 117万人	H32 年度 127万人
	多くの市民が参加するスポーツの振興	スポーツ施設改修整備率	H21 年度 25.0%	H27 年度 50.0%
	効果的な広域行政の推進	—	—	—

みんなが使いやすいデザインにしよう 基本方針 6	優良な住宅の整備と供給	市営住宅のバリアフリー化率	H21 年度 17.0%	H32 年度 35.0%
	緑豊かなまちづくり	「公園」の満足度	H21 年度 66.7%	H32 年度 68.0%
		「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
	次代につなぐ景色づくり	—	—	—
	防災対策の推進	—	—	—
	交通安全の推進	—	—	—
	有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	—	—	—
	国道・県道等幹線道路の整備	—	—	—
	市道・一般道等生活道路の整備	—	—	—
	公共交通機関の利便性の向上	—	—	—
	地域商業の振興	—	—	—
	魅力ある観光地づくりの展開	—	—	—
	多くの市民が参加するスポーツの振興	—	—	—

産業の分野 交流とにぎわいを創出する景色づくり

基本方針のねらい	総合計画の施策名	指標	現状値	目標値
魅力あるまちをつくろう 基本方針 1+4+5	環境にやさしいまちづくり	—	—	—
	緑豊かなまちづくり	「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
	次代につなぐ景色づくり	—	—	—
	交通安全の推進	—	—	—
	有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	— —	H32 年度 6ヶ所
	国道・県道等幹線道路の整備	都市計画道路整備完了率	H21 年度 75.0%	H32 年度 81.0%
		矢作川堤防リフレッシュ道路整備率	H21 年度 24.0%	H30 年度 100.0%
	市道・一般道等生活道路の整備	景観に配慮した道路の整備延長	H21 年度 2,908m	H32 年度 3,870m
	魅力ある観光地づくりの展開	—	—	—
	効果的な広域行政の推進	—	—	—
魅力ある駅前空間をつくろう 基本方針 2	緑豊かなまちづくり	「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
	次代につなぐ景色づくり	—	—	—
	有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	— —	H32 年度 6ヶ所
	公共交通機関の利便性の向上	駅前広場整備箇所数	H21 年度 2ヶ所	H32 年度 3ヶ所
賑わいのある商業空間をつくろう 基本方針 3	緑豊かなまちづくり	「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
	次代につなぐ景色づくり	—	—	—
	有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	— —	H32 年度 6ヶ所
	公共交通機関の利便性の向上	駅前広場整備箇所数	H21 年度 2ヶ所	H32 年度 3ヶ所
	地域商業の振興	年間商品販売額	H19 年度 1,156 億円	H32 年度 1,200 億円

	魅力ある港湾空間をつくろう 基本方針 6	次代につなぐ景色づくり	—	—	—
		港湾機能の強化と憩いの空間づくり	—	—	—
		工業・地場産業の振興	—	—	—
		効果的な広域行政の推進	—	—	—
	地場産業の歴史や文化を見直そう 基本方針 7	緑豊かなまちづくり	「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
		次代につなぐ景色づくり	—	—	—
		有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	—	H32 年度 6 ヶ所
		水産業の振興	海面漁業従事者数	H20 年度 231 人	H32 年度 240 人
			内水面漁業従事者数	H21 年度 50 人	H32 年度 50 人
		魅力ある観光地づくりの展開	—	—	—
	賑わいを創出する広告物にしよう 基本方針 8	次代につなぐ景色づくり	—	—	—
		有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	—	H32 年度 6 ヶ所

協働の分野 協働により成長し続ける景色づくり

基本方針のねらい	総合計画の施策名	指標	現状値	目標値
みんなで景色づくりの主役になろう 基本方針 1+2	市民協働の推進	NPO 法人数	H21 年度 5 団体	H32 年度 20 団体
		登録ボランティア数	H21 年度 96 団体 3,785 名	H32 年度 150 団体 5,000 名
		まちづくり参加事業所数	— —	H32 年度 7 事業所
		市職員社会貢献活動指針策定	— —	H23 年度 策定
	地域コミュニティの活性化	町内会加入率	H21 年度 78.4%	H32 年度 81.0%
		地域でまちづくりを進める団体数	H21 年度 3 団体	H32 年度 7 団体
		多様な主体の連携協力による地域づくりイベントなどの開催回数	H21 年度 2 回	H32 年度 7 回
		友好親善協会（国際ボランティア）登録者数 環境学習事業数	H21 年度 78 人	H32 年度 110 人
	環境にやさしいまちづくり	クリーンピーときれいな街づくり事業参加者数	H21 年度 約 10,000 人	H32 年度 約 12,000 人
	環境保全と公害の防止	—	—	—
	新たなエネルギー資源の活用	住宅用太陽光発電施設整備に対する補助の累積件数	H21 年度 156 件	H32 年度 1,000 件
	優良な住宅の整備と供給	長期優良住宅の比率	H20 年度 23.0%	H32 年度 50.0%
	水質向上に向けた下水道事業の推進	公共下水道水洗化率	H20 年度 76.9%	H32 年度 85.0%
	環境衛生管理の推進	合併処理浄化槽整備率	H20 年度 42.3%	H32 年度 79.2%
	緑豊かなまちづくり	「緑化」の満足度	H21 年度 70.5%	H32 年度 70.0%
		住民参加の緑化活動が行われている公園数	H19 年度 19 ヶ所	H32 年度 現状より増加
	次代につなぐ景色づくり	景観、景色の関心度	H19 年度 66.0%	H32 年度 80.0%
		景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数	— —	H32 年度 20 件

みんなのできることを広げよう 基本方針 3	信頼される農業の推進	—	—	—
	防災対策の推進	道路後退用地取得延長	—	H32 年度
			—	2,400m
	有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	地区計画決定箇所数	—	H32 年度
			—	6ヶ所
		緑被率	H19 年度	H32 年度
			34.4%	39.0%
	市道・一般道等生活道路の整備	—	—	—
	河川・下水道雨水整備と治水の推進	雨水貯留施設の設置戸数	H20 年度	H32 年度
			152 戸	300 戸
	地域商業の振興	年間商品販売額	H19 年度	H32 年度
			1,156 億円	1,200 億円
	魅力ある観光地づくりの展開	ボランティアガイドの利用人数	H20 年度	H32 年度
			200 人	400 人
	信頼と安心のある幼児教育の推進	「幼稚園・保育園」の満足度	H21 年度	H32 年度
			59.8%	70.0%
	生きる力を育む義務教育の充実	「家庭・地域・学校の連携」の満足度	H21 年度	H32 年度
			35.1%	50.0%
	青少年の健全育成環境の充実	中学生ボランティア参加人数	H20 年度	H32 年度
			1,093 人	2,000 人
		HEXPO STAFF 登録人数	H21 年度	H32 年度
			45 人	60 人
	芸術文化の振興	「芸術・文化」の満足度	H21 年度	H32 年度
			59.8%	70.0%
		文化協会登録者数	H20 年度	H32 年度
			1,388 人	1,500 人
		教育普及事業参加率	H20 年度	H32 年度
			84.6%	90.0%
	文化財の保護と活用	—	—	—
	活用される学術資源の充実	—	—	—
	広報・広聴活動の推進	市政アンケート回答率	H21 年度	H32 年度
			57.9%	70.0%
		ホームページアクセス件数	H21 年度	H32 年度
			約 21,000 件/月	約 25,000 件/月
	市民協働の推進	NPO 法人数	H21 年度	H32 年度
			5 団体	20 団体
		登録ボランティア数	H21 年度	H32 年度
			96 団体 3,785 名	150 団体 5,000 名
		まちづくり参加事業所数	—	H32 年度
			—	7 事業所
			H21 年度	H32 年度

		地域コミュニティの活性化	地域でまちづくりを進める団体数	3 団体	7 団体
			多様な主体の連携協力による地域づくりイベントなどの開催回数	H21 年度 2 回	H32 年度 7 回
		次代につなぐ景色づくり	—	—	—
		防災対策の推進	—	—	—
		有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備	—	—	—
		地域商業の振興	—	—	—
	取組を支える仕組みをつくろう 基本方針 4	市民協働の推進	NPO 法人数	H21 年度 5 団体	H32 年度 20 団体
			登録ボランティア数	H21 年度 96 団体 3,785 名	H32 年度 150 団体 5,000 名
			まちづくり参加事業所数	—	H32 年度 7 事業所
			市職員社会貢献活動指針策定	—	H23 年度 策定
		地域コミュニティの活性化	地域でまちづくりを進める団体数	H21 年度 3 団体	H32 年度 7 団体
			多様な主体の連携協力による地域づくりイベントなどの開催回数	H21 年度 2 回	H32 年度 7 回
		次代につなぐ景色づくり	景観、景色の関心度	H19 年度 66.0%	H32 年度 80.0%
		必要に応じて景観計画を見直そう 基本方針 5	次代につなぐ景色づくり	H19 年度 66.0%	H32 年度 80.0%

③景色づくりロードマップ

ここでは、85 ページから 99 ページに示した 3 つの取組及び関連制度について、短期にその実施を目指すもの、中期にその実施を目指すもの、長期的に実現に向けた検討を行うものに分類するとともに、実施主体を整理したロードマップを示します。これにより、市、事業者、市民が主体性と工程管理の意識を持ち、計画的な取組を展開し、持続的な景色づくりの醸成を目指します。

わがまちの景色を知り、考える取組

名称	～H25	短期 H26～H28	中期 H29～H31	長期 H32～H35	市	事業者	市民
けしきを集める活動		インターネットの活用、市民主導の展開			◎		◎
碧南の景色フォトコンテスト	□□	インターネットの活用			◎	○	○
データベースの作成・活用		調査項目の検討	データベースの作成、公開、活用		◎	◎	◎
地域相談会		建築面積 750㎡超を対象	建築面積 500㎡超を対象		◎	◎	◎
チェックシート		建築面積 250㎡以上を対象			◎	◎	◎
啓発活動の実施		・ 景色づくりシンポジウム等 ・ 表彰制度 ・ パネル展示による取組の紹介 ・ 景色づくり学習の場の提供			◎	○	○

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加

身近な景色をつくる取組

名称	～H25	短期 H26～H28	中期 H29～H31	長期 H32～H35	市	事業者	市民
清掃・美化活動		・ クリーンピーときれいな街づくり事業 ・ 碧の道里親プロジェクト など			○	◎	◎
緑化活動		・ 生垣設置奨励補助金 ・ 民間事業者等緑化推進事業補助金 ・ あいち森と緑づくり事業（愛知県） ・ 公園等愛護会報償金 など			○	◎	◎
公園の維持管理・活用		公園等愛護会報償金 など			○	◎	◎

（注）◎：実施主体、○：支援・参加

特性や資源を活かす取組

名称	～H25	短期 H26～H28	中期 H29～H31	長期 H32～H35	市	事業者	市民
（仮称）景観重点地区の指定			必要に応じて、指定		◎	○	◎
視点場の設定	視点場の検討	視点場の指定	保全活用手法の実施		◎		○
道路緑化の機能向上		方策の検討	機能向上方策の実施		◎	○	○
祭りや伝統的行事の継承	継続して実施、支援制度の検討				○	◎	◎

（注）◎：実施主体、○：支援・参加

推進体制

名称	～H25	短期 H26～H28	中期 H29～H31	長期 H32～H35	市	事業者	市民
景色づくり推進員及びサポーター制度		登録、活動の実施			○	◎	◎
景色づくり市民団体	□ □ □ □	登録、助成の実施			○	◎	◎
景色づくり協議会	□ □ □ □	認定、助成の実施			○	◎	◎
景色づくりプロジェクトチーム		・実施 ・景色づくり業務手順書の検討・徹底			◎		
景色づくりアドバイザー制度		□ □	運用		◎	○	
景観整備機構	□ □	育成	指定		◎	○	○

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加

支援制度

名称	～H25	短期 H26～H28	中期 H29～H31	長期 H32～H35	市	事業者	市民
寄付採納要綱	運用				◎	○	○
生垣設置奨励補助金	運用				◎	○	○
民間事業者等緑化推進事業補助金	運用				◎	○	○
あいち森と緑づくり事業	運用				◎	○	○
公園等愛護会報償金	運用				◎	○	○
景観重要樹木活用助成金		検討	運用		◎	○	○
碧の道里親プロジェクト	運用				◎	○	○

支援制度

名称	～H25	短期 H26～H28	中期 H29～H31	長期 H32～H35	市	事業者	市民
空家撤去補助制度事業		検討	運用		◎		○
景観重要建造物活用助成金		検討	運用		◎	○	○
景観形成建設助成金		検討	運用		◎	○	○

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加

その他

名称	～H25	短期 H26～H28	中期 H29～H31	長期 H32～H35	市	事業者	市民
屋外広告物条例の制定		検討	条例の制定、施行		◎	○	
景観重要公共施設の指定、整備基準の策定		指定、整備基準の検討・策定	施設の整備		◎	○	○
景観農業振興地域整備計画の策定を検討				必要に応じて、検討・策定	◎	○	

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加